

仙台市公文書館における歴史的公文書等の利用決定等に係る審査基準

(令和5年6月30日総務局長決裁)

仙台市公文書等の管理に関する条例（令和5年仙台市条例第1号。以下「条例」という。）に基づく歴史的公文書等の利用決定等に係る審査基準は、次のとおりとする。

※この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

1 基本方針

- (1) 利用請求に係る歴史的公文書等に記録されている情報が利用制限情報（同条第4項第1号イからホまでに掲げる情報及び同項第2号の条件に係る情報をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。
- (2) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い失われていくこともあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（条例第18条第5項）に当たっては、仙台市の公文書の保存期間が最長30年であること及び利用の制限を原則として作成又は取得から30年を超えないものとする国際的慣行を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用の制限を行うべき情報がある場合に、必要最小限の制限を行うものとする。
- (3) 審査においては、歴史的公文書に付された移管元の実施機関の意見を参酌することとなるが（条例第18条第5項）、これは当該実施機関の意見を尊重し、条例第18条第4項第1号に掲げる場合に該当するか否かの判断に適切に反映させていくことを意味するものであって、最終的な判断は、あくまで市長が行うものである。

2 利用制限事由（条例第18条第4項各号に掲げる場合）の解釈

(1) 条例第18条第4項第1号該当性の判断基準

歴史的公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

- イ 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報（法令秘情報）
- ロ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報（個人情報）
- ハ 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報（法人情報）
- ニ 情報公開条例第7条第4号に掲げる情報（公共の安全・秩序の維持に関する情報）
- ホ 情報公開条例第7条第6号イ及びホに掲げる情報（行政運営情報）

歴史的公文書等に記録されている情報が条例第18条第4項第1号イからホまでに掲げる情報に該当するか否かの判断に当たっては、「情報公開の手引」その他の本市における仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の解釈及び運用に拠ることを基本とする。

歴史的公文書等に記録されている仙台市情報公開条例第7条第2号に掲げる情報については、原則として利用の制限を行うものとして判断するが、当該歴史的公文書等の作成又は取得から

30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断するものとし、その「一定の期間」の目安については別表に定めるとおりとする。

仙台市情報公開条例第7条第5号に掲げる情報（審議・検討・協議に関する情報）については市の機関等における内部的な審議、検討又は協議が適正に行われ、市民生活等にも支障を及ぼさないようにするため、同条第6号に掲げる情報（行政運営情報）については事務又は事業の適正な遂行が阻害されることを防止するために、不開示情報としている。しかし、歴史的公文書等として公文書館に移管された文書に係る事務又は事業はすでに終了しており、その保存期間も満了していることから、これらの情報を公にすることにより、市の審議、検討若しくは協議又は事務若しくは事業の適正な遂行が阻害されるとは考えにくい。そのため、情報公開制度における不開示事由である「審議・検討・協議に関する情報」及び「行政運営情報」については、利用制限事由から除外する。

ただし、「行政運営情報」のうち「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報」については、これらに関する情報を無制限に公開すると、同様多種の違法・不当な行為が容易になる等のおそれがあると考えられる。また、「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報」は、法人等に関する情報と同じく、当該企業等の経営上の正当な利益を保護する必要があると考えられることから、これら二つの事由については、例外的に利用制限の対象とする。

(2) 条例第18条第4項第2号該当性の判断基準

歴史的公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈されたものであって、当該期間が経過していない場合

公文書館が法人等又は個人から寄贈を受ける場合には、寄贈者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととする。

ただし、「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

(3) 条例第18条第4項第3号該当性の判断基準

歴史的公文書等の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業その他の業務のために当該原本を現に使用している場合

「原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該歴史的公文書等に記録されていた情報、材質、形態について、その原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。

「原本を現に使用している場合」とは、当該歴史的公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由

により使用されている場合など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

3 部分利用に関する判断基準（条例第18条第6項）

歴史的公文書等の一部に第4項第1号イからホまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該情報が記録されている部分以外の部分を利用させなければならない。

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

当該歴史的公文書等のどの部分に利用制限情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合においても、部分利用をさせないことができる。

「区分」とは、利用制限情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを、概念上区分けすることを意味する。

「除く」とは、利用制限情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆（袋掛け）、複写物の黒塗り等を行うことを意味する。

歴史的公文書等は永久に保存することが求められていることから、利用もその永久保存を確保する範囲にとどまるものと考えられる。「容易」の判断に当たっては、該当頁の被覆や複写物の作成により、当該歴史的公文書等を破損させ、永久保存に支障をきたすおそれもあることを踏まえ、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

(2) 「当該情報が記録されている部分以外の部分を利用させなければならない」

部分的に利用させるに当たり、利用制限情報に係る部分をどのように具体的に除くか（複写物を作成して利用制限情報に係る部分を黒く塗るか、頁全体を被覆するか等）については、利用制限情報を利用させる結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。

当該歴史的公文書等の該当部分に係る頁の複写物を作成し、利用制限情報に係る部分を黒塗りする方法によることを原則とするが、該当部分における利用制限情報の割合が高い場合や作業に一定の時間を必要とする場合は、利用請求者の意向を踏まえつつ、利用制限情報が記載されている範囲の頁を被覆して区分することを手段として用意する。

(3) 「区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれることがないと認められるとき」

「区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれる」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、利用制限情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記録されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等、利用させても意味がないと認められる場合を意味する。

有意性の判断に当たっては、同時に利用される他の情報があれば併せて判断するものとし、個々の利用請求者の意図（知りたいと考える情報、事柄等）によって判断すべきものではなく、客観的に判断するものとする。

4 本人情報の取扱い（条例第 22 条）

市長は、第18条第4項第1号口の規定にかかわらず、同号口に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている歴史的公文書等について利用請求があった場合において、市長が定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書等につき同号口に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

個人識別情報は利用制限情報に該当するが、当該情報に係る本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第 22 条の規定に基づき取り扱う。

なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加えて「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、他の利用制限情報にも該当する場合は、本人情報であったとしても利用の制限を行うものとする。

5 移管元の実施機関による利用の特例（条例第 31 条）

歴史的公文書を移管した市長以外の実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書について利用請求をした場合には、第18条第4項第1号の規定は、適用しない。

歴史的公文書を作成し、又は取得した本市の実施機関が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書について利用請求をした場合は、当該歴史的公文書に利用制限情報が記録されている場合であっても、利用の制限は行わない。

条例第 31 条では市長以外の実施機関が市長に利用請求をする場合について規定しているが、市長部局において利用請求をした場合においても同様とする。

別表（2(1)関係）

歴史的公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の 種類の例（参考）
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学歴又は職歴 ・ 財産又は所得 ・ 採用、選考又は任免 ・ 勤務評定又は服務 ・ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍、人種又は民族 ・ 家族、親族又は婚姻 ・ 信仰 ・ 思想 ・ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ・ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年（※3） を超える適切な年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ・ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>（備考）</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかについて検討を行う期間の目安として示したものである。この期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史的公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史的公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して、個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は、110年を目途とする。</p> <p>5 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」の判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は、140年（※4）を目途とする。</p>		

※1 「50年」は、当該個人の社会生活期間（成人～定年）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

※2 「80年」は、当該個人の平均余命期間（出生～死亡）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

※3 「110年」は、当該個人及びその子の平均余命期間（出生～死亡）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

※4 「140年」は、当該個人、その子及びその子の平均余命期間（出生～死亡）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。